

平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：廃棄物・リサイクル対策部

施策名：（施策4）廃棄物・リサイクル対策の推進

施策体系：（目標4-3）一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）

評価結果の概要

【達成の状況】

○一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成12年度以降減少する傾向にあり、平成20年度は、前年度に比べそれぞれ2,710千トン/年、56g/日減少している。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加してきたが、平成19年度以降は横ばいで推移している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。以上のことから目標達成に向けて着実に進展している。

【必要性】

- 近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に裕福になる一方で、廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余年数のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきている。
- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務である。
- このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが必要である。
- 国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を講ずることが求められている。
- また国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き及び市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針を平成19年6月に策定したところであり、これらに基づき、技術的及び財政的な支援に努めることが求められている。
- 平成20年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年度（平成2年度）に比べ、6.3%増加している状況にあり、廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮することが極めて重要である。

【有効性】

- 一般廃棄物（ごみ）の排出量は、総量及び国民1人当たりの排出量ともに平成12年度以降減少する傾向（平成20年度は前年度に比べ、それぞれ271万トン、56g/日減少）にある。
- 一般廃棄物のリサイクル率については、容器包装リサイクル法の浸透等により、毎年着実に増加してきたが、平成19年度以降は横ばいで推移（平成20年度は前年度と同値）している。廃棄物系バイオマスについては、平成21年度もモデル事業を実施するなど、利活用に向けた検討を行っている。
- 一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少（平成20年度は前年度に比べ、82万トン減少）しており、残余容量は17万m³減少とその減少幅は縮小傾向にある（平成19年度は834万m³減少）。しかしながら、地域によっては最終処分場がひっ迫している場合があることから、市町村は引き続き一般廃棄物処理の3R化を進める必要がある。
- 一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類については、平成12年9月策定の目標が達成されたことを受け、17年6月に22年末の新たな削減目標値(51g-TEQ)を定めたところであり、ごみ処理の広域化の推進等により20年(20年4月1日から21年3月31日まで)も19年に比べ排出量を10g-TEQ削減した。
- ごみ発電の総発電能力については、順調に増加していたが、近年は微増傾向で、平成19年度は前年度に比べ、約1%の増加にとどまっている。このため、平成21年度から循環型社会形成推進交付金において、高効率ごみ発電施設の整備に係る交付率を1/2とする新たなメニューを追加した。また、温室効果ガスの排出抑制への取組を進めるため、平成20年3月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、ごみ焼却施設の総発電能力の数値目標(2,500MW)を設定した。
- 一般廃棄物処理施設等については、平成17年度に、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金制度を創設したところであり、平成21年度には、新たに42の地域において「循環型社会形成推進地域計画」が策定され、施設整備及び調査等が実施された。

【効率性】

- 一般廃棄物処理施設の整備事業については、市町村等において循環型社会形成推進地域計画の作成に当たって費用対

効果分析を行っており、国はその分析を参考に補助採択を決定し、効率性の一層の向上を図っている。

- 循環型社会の形成に向け、コスト分析の手法を市町村に提供し、その普及を進めているところであり、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進しているところである。
- 廃棄物処理施設は、今後維持管理や更新費用の増大が見込まれ、かつ機能面で社会の要請に応えられなくなっていくことが懸念される。我が国の厳しい財政状況の中で、コスト削減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していく必要がある。

【今後の展開】

- 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進め、地域における循環型社会づくりを実現するとともに、廃棄物系バイオマスの利活用や、高効率ごみ発電等の温室効果ガスの排出抑制に資する施設の整備、施設内の省エネルギー化を進めることにより、脱温暖化社会にも貢献する。
- 廃棄物処理施設にストックマネジメントの手法の導入、交付金等による廃棄物処理施設における基幹的設備の改良支援をすることにより、計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- 一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の普及・啓発に努め、廃棄物の減量・リサイクルの推進を図る。
- 各種リサイクル法に基づく取組や生ごみ等の廃棄物系バイオマス利活用の推進により、一般廃棄物の更なるリサイクル率の向上を図る。

【達成すべき目標、指標、目標年度、実績値等】

指標の名称及び単位		①一般廃棄物の排出量 [百万ト] (国民1人当たり [g/日]) ②一般廃棄物のリサイクル率 [%] ③一般廃棄物の最終処分量 [百万ト] ④一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量 [g-TEQ/年] ⑤ (参考) ごみ発電の総発電能力 [MW] ⑥ (参考) ごみ発電の総発電量 [GWh]						
指標年度等		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①	53(1,131)	52(1,115)	51(1,089)	48(1,033)	—	H24年度	50
	②	19	20	20	20	—		25
	③	7.3	6.8	6.3	5.5	—	H22年度	6.4
	④	62	54	52	42	—		51
	⑤	1,512	1,590	1,604	1,615	—	H24年度	2,500
	⑥	7,090	7,190	7,132	6,935	—	H21年度	11,800
目標を設定した根拠等	基準年	①～②平成19年度 ③平成9年度 ④平成15年度			基準年の値	①52 ④71	②20	③12
	根拠等	①～②廃棄物処理施設整備計画 ③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 ④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 ⑤、⑥京都議定書目標達成計画、廃棄物処理施設整備計画						